

# 第1. 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成20年条例第44号）第2条に基づく包括外部監査である。

## 2. 選定した特定の事件（テーマ）

### （1）包括外部監査対象

教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

### （2）包括外部監査対象期間

令和元年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査対象とした。

## 3. 事件を選定した理由

昨今の高度情報化やグローバル化の進展、少子高齢化と人口減少や核家族化の進行、地球温暖化をはじめ食糧・エネルギー問題等の地球環境問題の深刻化、さらには経済・雇用状況の変化と雇用形態の多様化等、社会の急激な変化に伴い、教育の現場では、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において求められる教育の在り方について変化への対応が必要となっている。

子どもたちが自身の生き方を主体的に選択し、次代を生き抜くための力を育成するため、これからの学校教育は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の形成等を重視する必要がある。

加えて、新学習指導要領、幼稚園教育要領が全面改訂され、小中学校では平成30年度（2018年度）からの移行期間を経て、小学校は令和2年度（2020年度）から、中学校は令和3年度（2021年度）から全面実施となる。この新学習指導要領では、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育、特別の教科としての道徳等の新たな課題に対応した新たな学びが必要となっている。

これに伴い、このような新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立も求められているところである。また、国においては働き方改革が謳われ、教職員の多忙さが深刻な問題となっていることから、教職員の勤務時間の適正化等、教員の働きやすい環境づくりも必要となっている。

一方、いじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実、子どもの貧困等、子どもを取り巻く環境の諸課題への対応も必要となっている。

このような状況下にあつて、特に市では、全国学力・学習状況調査の結果を重視しつつ、学力向上に取り組んでいくこととしている。

以上を踏まえ、「教育事業に関する財務事務の執行及び管理について」を、令和2年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

#### 4. 包括外部監査の実施期間

自 令和2年7月22日 至 令和3年3月3日

#### 5. 監査の要点

- ・教育事業に関する事務は、法令等に準拠しているかどうか。
- ・教育事業に関する事務は、経済的、効率的かつ有効に実施されているかどうか。
- ・教育事業に関する財産の管理・運営は、適切に行われているかどうか。
- ・学校の事務は、経済的、効率的かつ有効に実施されているかどうか。

#### 6. 主な監査手続

- ・関係法令、条例、規則等の根拠規程の確認
- ・関連資料の閲覧
- ・担当者への状況聴取
- ・質問書の回答入手及び内容分析
- ・管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合
- ・全小中学校アンケートの実施・回収・分析
- ・小中学校現地調査（小学校3校、中学校3校）
- ・学校給食施設（東部学校給食共同調理場）現地調査

## 7. 新型コロナウイルス感染症禍における監査対応

新型コロナウイルス感染症拡大の現状に鑑み、今年度の監査においては、監査チームをグループ化することにより往査人数を制限し、テレワークやWebによる会議を活用し監査業務を遂行した。

## 8. 包括外部監査人を補助した者

|            |       |
|------------|-------|
| 公認会計士      | 西野 裕久 |
| 公認会計士      | 上森太一郎 |
| 公認会計士      | 有馬 浩二 |
| 公認会計士      | 松井 淳二 |
| 公認会計士      | 黄 壽容  |
| 弁護士・公認会計士  | 豊田 孝二 |
| 税理士・公認会計士  | 四宮 健多 |
| 公認会計士試験合格者 | 藤本 亮  |

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

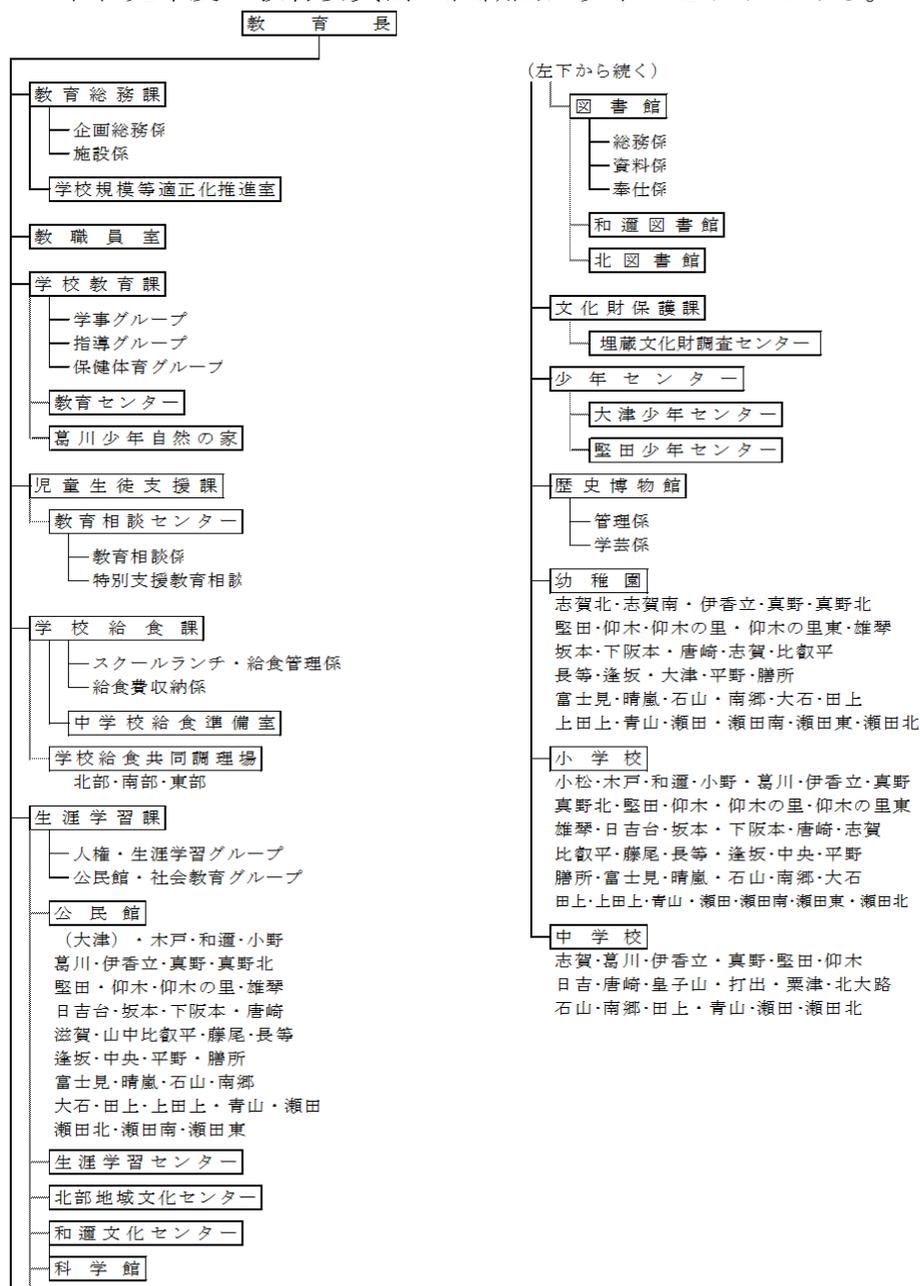
## 第2. 監査対象の概要

### 1. 大津市の教育の概要

#### (1) 大津市の教育にかかわる組織

##### ①教育委員会

令和元年度の教育委員会の組織図は以下のとおりである。



(出典：「教育要覧」より抜粋)

教育委員会事務局の分掌事務は教育委員会行政組織規則第4条に定められており、分掌内容は下記のとおりである（分室は除く）。教育機関の分掌事務は同規則第6条に定められているが、記載は省略する。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 教育総務課 | 企画総務係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育行政に係る総合企画及び調査研究に関すること。</li> <li>(2) 教育委員会所管の事務事業及び予算に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 教育に係る基本方針及び計画に関すること。</li> <li>(4) 教育委員会の会議に関すること。</li> <li>(5) 教育委員会所管職員（県費負担教職員及び幼稚園の職員を除く。第7号及び第8号において同じ。）の任免、服務及び給与に関すること。</li> <li>(6) 教育委員会所管職員（県費負担教職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</li> <li>(7) 教育委員会所管職員の福利厚生に関すること。</li> <li>(8) 教育委員会所管職員の研修に関すること。</li> <li>(9) 教育委員会所管職員（幼稚園の職員を除く。）の保健衛生及び安全管理に関すること。</li> <li>(10) 秘書、表彰、請願及び陳情に関すること。</li> <li>(11) 職員団体及び労働組合に関すること。</li> <li>(12) 公印の管理に関すること。</li> <li>(13) 教育に係る広報、調査及び統計に関すること。</li> <li>(14) 教育行政に関する相談及びこれに係る教育委員会内の連絡調整に関すること。</li> <li>(15) 他課等の所管に属さない事項に関すること。</li> <li>(16) 課及び学校ICT支援室の一般庶務に関すること。</li> </ul> |
|       | 施設係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校（幼稚園を除く。以下この条において同じ。）の建設計画及びこれらに係る渉外調整に関すること。</li> <li>(2) 学校の規模等の適正化に関すること。</li> <li>(3) 学校施設（幼稚園の施設を除く。以下同じ。）の設置及び廃止に関すること。</li> <li>(4) 学校施設の管理及び設備に関すること。</li> <li>(5) 学校施設の借地契約等に関すること。</li> <li>(6) 学校施設の目的外使用に関すること。</li> <li>(7) 学校の各種管理委託業務に関すること。</li> <li>(8) 学校施設に係る各種補助業務に関すること。</li> </ul>  |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>学校教育課</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学齢簿の編成管理に関する事。</li> <li>(2) 児童及び生徒の就学及び転入に関する事。</li> <li>(3) 就学援助費に関する事。</li> <li>(4) 学校の予算管理及び経理に関する事。</li> <li>(5) 教材、教具等学校の物品の調達、処分及び整備計画に関する事。</li> <li>(6) 学校教育の指導助言及び教育課程に関する事。</li> <li>(7) 学校人権教育の推進に関する事。</li> <li>(8) 学習指導及び進路指導に関する事。</li> <li>(9) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。</li> <li>(10) 教育資料の調査、作成及び出版に関する事。</li> <li>(11) 通学区域の設定及び変更に関する事。</li> <li>(12) 学校選択制に関する事。</li> <li>(13) 児童及び生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。</li> <li>(14) 通学区域審議会に関する事。</li> <li>(15) 大津市奨学資金に関する事。</li> <li>(16) 学校の保健、安全及び環境衛生に関する事。</li> <li>(17) 学校体育の指導助言及び教材の取扱いに関する事。</li> <li>(18) 学校体育の指導者の研修、養成及び育成に関する事。</li> <li>(19) 学校体育団体の育成指導に関する事。</li> <li>(20) 学校の保健及び体育に係る調査及び統計に関する事。</li> <li>(21) 教育センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>(22) 葛川少年自然の家との連絡調整に関する事。</li> <li>(23) 課及び特別支援教育室の一般庶務に関する事。</li> </ul> |
| <p>児童生徒支援課</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導に関する事。</li> <li>(2) 通学路の安全対策に関する事。</li> <li>(3) 学校の危機管理に関する事。</li> <li>(4) 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会に関する事。</li> <li>(5) いじめの防止に関する行動計画に関する事。</li> <li>(6) 教育相談センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 課の一般庶務に関する事。</li> </ul>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>学校給食課</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調理員の研修に関する事。</li> <li>(2) 学校給食の献立の作成に関する事。</li> <li>(3) 学校給食の調理及び栄養指導に関する事。</li> <li>(4) 学校給食物資の購入及び副食物の配送計画に関する事。</li> <li>(5) 学校給食の巡回指導に関する事。</li> <li>(6) 学校給食に係る調査及び統計に関する事。</li> <li>(7) 学校給食費の徴収に関する事。</li> <li>(8) 学校給食共同調理場との連絡調整に関する事。</li> <li>(9) 学校給食共同調理場の維持管理及び修繕に関する事。</li> <li>(10) 課及び学校給食共同調理場の一般庶務に関する事。</li> </ul>   |
| <p>生涯学習課</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習に係る総合企画及び総合調整に関する事。</li> <li>(2) 人権学習の推進に関する事。</li> <li>(3) 社会教育及び家庭教育の推進に関する事。</li> <li>(4) 社会教育関係団体等の育成等に関する事。</li> <li>(5) 青少年及び成人の学習活動の促進並びに指導者の育成に関する事。</li> <li>(6) 子ども読書活動の推進に関する事。</li> <li>(7) 社会教育委員に関する事。</li> <li>(8) 社会教育施設の設置及び管理に関する事。</li> <li>(9) 公民館の企画に関する事。</li> <li>(10) 天津公民館及び和邇公民館並びに小野公民館分館の施設整備等に関する事。</li> <li>(11) 公民館運営審議会に関する事。</li> <li>(12) 天津公民館の指定管理者による管理に関する事。</li> <li>(13) 公民館、生涯学習センター、北部地域文化センター、和邇文化センター、科学館及び図書館との連絡調整に関する事。</li> <li>(14) 生涯学習センター、北部地域文化センター及び和邇文化センターの施設の管理手法の検討に関する事。</li> <li>(15) 課及び公民館の一般庶務に関する事。</li> </ul> |
| <p>文化財保護課</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の調査及び保護に関する事。</li> <li>(2) 文化財の啓発及び活用に関する事。</li> <li>(3) 伝統的建造物群保存審議会に関する事。</li> <li>(4) 埋蔵文化財調査センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 課の一般庶務に関する事。</li> </ul>   |

(出典：「天津市教育委員会行政組織規則」より抜粋)

## (2) 教育施策の概要

### ①第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱

第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱においては、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念に設定し、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間、市の教育振興の基本方針を下記のとおり5つ掲げ、新たな時代に対応した教育を進めている。

#### ■ 基本方針1 次代を生き抜く力を育みます

社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識及び技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考、判断及び表現することができる力、学びを人生や社会に生かそうとする力等、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を知徳体の観点を大切にしながら総合的に育成する必要があります。

#### ■ 基本方針2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

子どもが抱える課題の解決に向け、学校組織として対応するとともに、子ども一人一人に焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの命を輝かせ、安心につながる対応を図ります。

#### ■ 基本方針3 次代を見据え、大津の教育を活性化する教育改革を行います

学校は、保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを認識し、保護者や市民の「信頼」につながる教育改革を進めていく必要があります。

#### ■ 基本方針4 社会全体で子どもを育てます

子どもへの教育は、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質及び能力の育成を図るとともに、人としての基礎づくりであるため、その教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

## ■ 基本方針5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します

少子高齢化や人口減少等、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域の自立的・持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が求められています。

そこで、個人の成長とともに、地域のまちづくりや人づくりにつなげるため、自らの学びの成果を地域の活動の中で積極的に生かしていく必要があります。

### ②予算及び決算

平成31年度一般会計予算（当初）は113,460,901千円であり、うち教育費は13,514,034千円で約12%を占めている。

なお、平成28年度～30年度の教育費の比率は8%台で推移している。

当初予算

（単位：千円）

|        | 一般会計総額<br>(A) | 教育費 (B)    | B/A   |
|--------|---------------|------------|-------|
| 平成28年度 | 105,847,000   | 9,080,139  | 8.6%  |
| 平成29年度 | 101,164,000   | 8,768,622  | 8.7%  |
| 平成30年度 | 108,069,048   | 9,032,634  | 8.4%  |
| 平成31年度 | 113,460,901   | 13,514,034 | 11.9% |

（出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成）

平成30年度及び平成31年度の当初教育費予算の目的別構成表と性質別構成表は、以下の表のとおりである。平成31年度の当初教育費予算は平成30年度予算と比べ4,481,400千円の増加となっている。

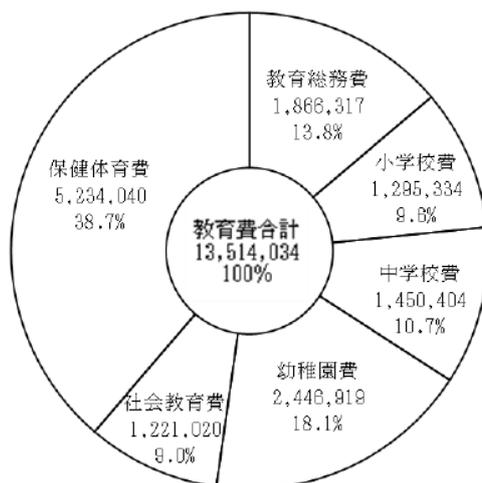
平成30年度からの主要な変動は、保健体育費の4,198,982千円の増加である。当該変動は、主に東部学校給食共同調理場の整備による増加である。

教育費予算目的別構成表

(単位：千円)

|       | 平成31年度     |        | 平成30年度    |        | 増減額       |
|-------|------------|--------|-----------|--------|-----------|
|       | 金額         | 構成比    | 金額        | 構成比    |           |
| 教育総務費 | 1,866,317  | 13.8%  | 1,821,488 | 20.2%  | 44,829    |
| 小学校費  | 1,295,334  | 9.6%   | 1,306,498 | 14.5%  | △ 11,164  |
| 中学校費  | 1,450,404  | 10.7%  | 1,527,843 | 16.9%  | △77,439   |
| 幼稚園費  | 2,446,919  | 18.1%  | 2,082,964 | 23.1%  | 363,955   |
| 社会教育費 | 1,221,020  | 9.0%   | 1,258,783 | 13.9%  | △ 37,763  |
| 保健体育費 | 5,234,040  | 38.7%  | 1,035,058 | 11.5%  | 4,198,982 |
| 合計    | 13,514,034 | 100.0% | 9,032,634 | 100.0% | 4,481,400 |

(出典：「教育要覧」より抜粋)



(出典：「教育要覧」より抜粋)

## 教育費性質別構成表

(単位：千円)

|       | 平成31年度     |         | 平成30年度    |         | 増減額       |
|-------|------------|---------|-----------|---------|-----------|
|       | 金額         | 構成比     | 金額        | 構成比     |           |
| 人件費   | 3,180,249  | 23.5 %  | 3,190,337 | 35.3 %  | △ 10,088  |
| 物件費   | 2,726,782  | 20.2 %  | 2,529,873 | 28.0 %  | 196,909   |
| 建設費   | 4,830,216  | 35.7 %  | 1,107,117 | 12.3 %  | 3,723,099 |
| 維持補修費 | 531,863    | 3.9 %   | 440,757   | 4.9 %   | 91,106    |
| 扶助費   | 1,091,955  | 8.1 %   | 884,792   | 9.8 %   | 207,163   |
| 補助費等  | 294,959    | 2.2 %   | 237,748   | 2.6 %   | 57,211    |
| その他   | 858,010    | 6.3 %   | 642,010   | 7.1 %   | 216,000   |
| 合計    | 13,514,034 | 100.0 % | 9,032,634 | 100.0 % | 4,481,400 |

(出典：「教育要覧」より抜粋)

### (3) 学校の概要

市が設置する小中学校は、小学校37校、中学校18校あり、以下のとおりである。

令和2年4月1日現在

| 中学校 | 小学校                   |
|-----|-----------------------|
| 志賀  | 小松、木戸、和邇、小野           |
| 葛川  | 葛川                    |
| 伊香立 | 伊香立                   |
| 真野  | 真野、真野北                |
| 堅田  | 堅田                    |
| 仰木  | 仰木、仰木の里、仰木の里東         |
| 日吉  | 雄琴、日吉台、坂本、下阪本         |
| 唐崎  | 唐崎、志賀 ※1              |
| 皇子山 | 志賀 ※1、比叡平、長等、藤尾、中央 ※2 |
| 打出  | 逢坂、中央 ※2、平野           |
| 粟津  | 膳所、晴嵐 ※3              |
| 北大路 | 晴嵐 ※3、富士見             |
| 石山  | 石山                    |
| 南郷  | 南郷、大石                 |
| 田上  | 田上、上田上                |
| 青山  | 青山                    |
| 瀬田  | 瀬田南、瀬田                |
| 瀬田北 | 瀬田北、瀬田東               |

※1：志賀小学校からは、唐崎中学校と皇子山中学校に分かれて進学する。

※2：中央小学校からは、皇子山中学校と打出中学校に分かれて進学する。

※3：晴嵐小学校からは、粟津中学校と北大路中学校に分かれて進学する。

(出典：「大津市ホームページ」より包括外部監査人が作成)

#### (4) 教職員の概要

市の教職員数の状況と過去5年間の推移は以下のとおりである。

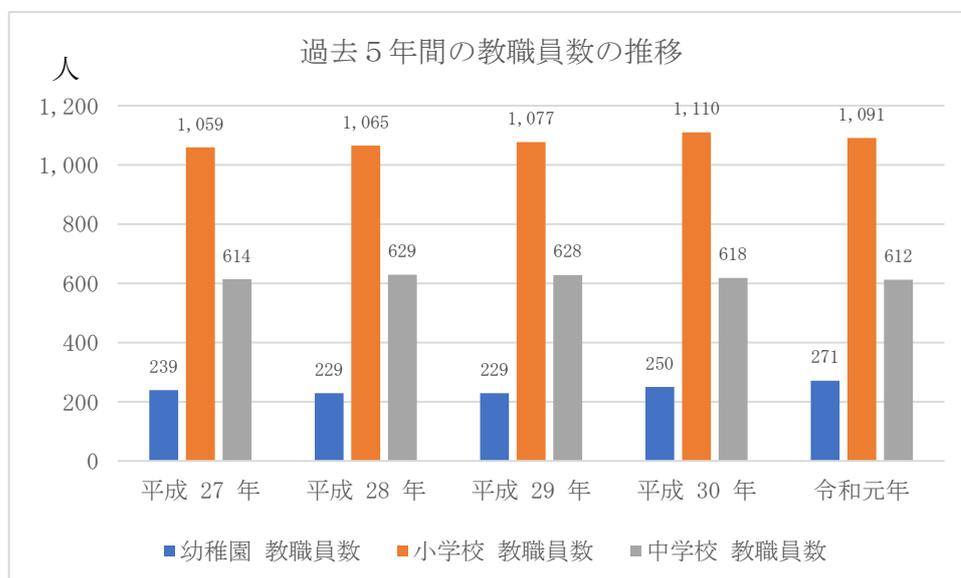
##### ・教職員数

令和元年5月1日現在

| 校種  | 教職員数   |
|-----|--------|
| 幼稚園 | 271人   |
| 小学校 | 1,091人 |
| 中学校 | 612人   |
| 計   | 1,974人 |

(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

##### ・過去5年間の教職員数の推移



(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

## (5) 児童生徒の概要

市の児童生徒数と学級数の状況と過去5年間の推移は以下のとおりである。

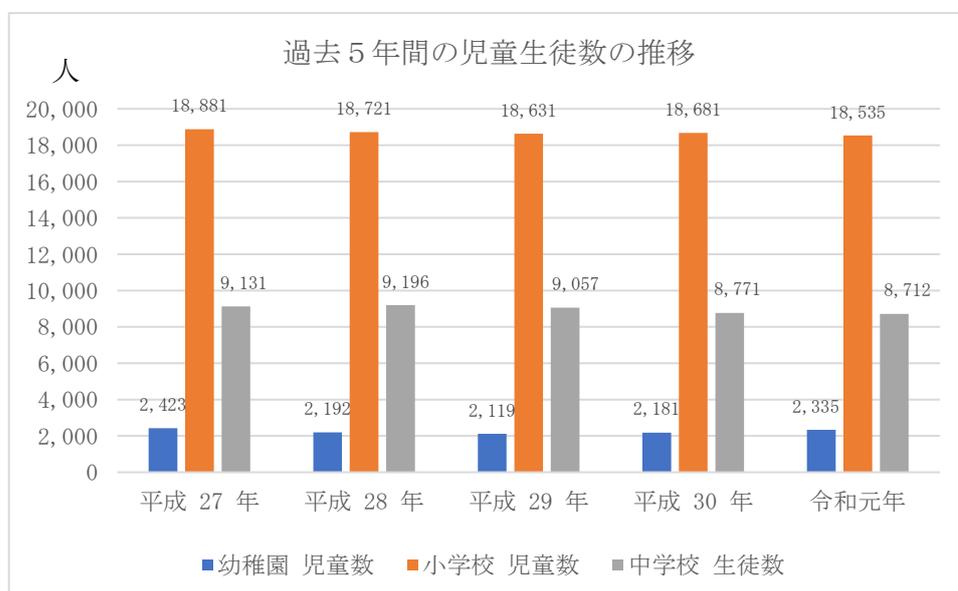
- ・児童生徒数及び学級数

令和元年5月1日現在

| 校種  | 児童生徒数    | 学級数      |
|-----|----------|----------|
| 幼稚園 | 2,335 人  | 109 学級   |
| 小学校 | 18,535 人 | 756 学級   |
| 中学校 | 8,712 人  | 321 学級   |
| 計   | 29,582 人 | 1,186 学級 |

(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

- ・過去5年間の児童生徒数の推移



(出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成)

## 2. 学校アンケート

### (1) 概要

#### ①調査の方法

市の小学校、中学校の全学校に対して令和2年9月に実施した。調査票は教育委員会を經由して全校にデータベースで展開し、小学校全37校及び中学校全18校の計55校からの回答を得た。

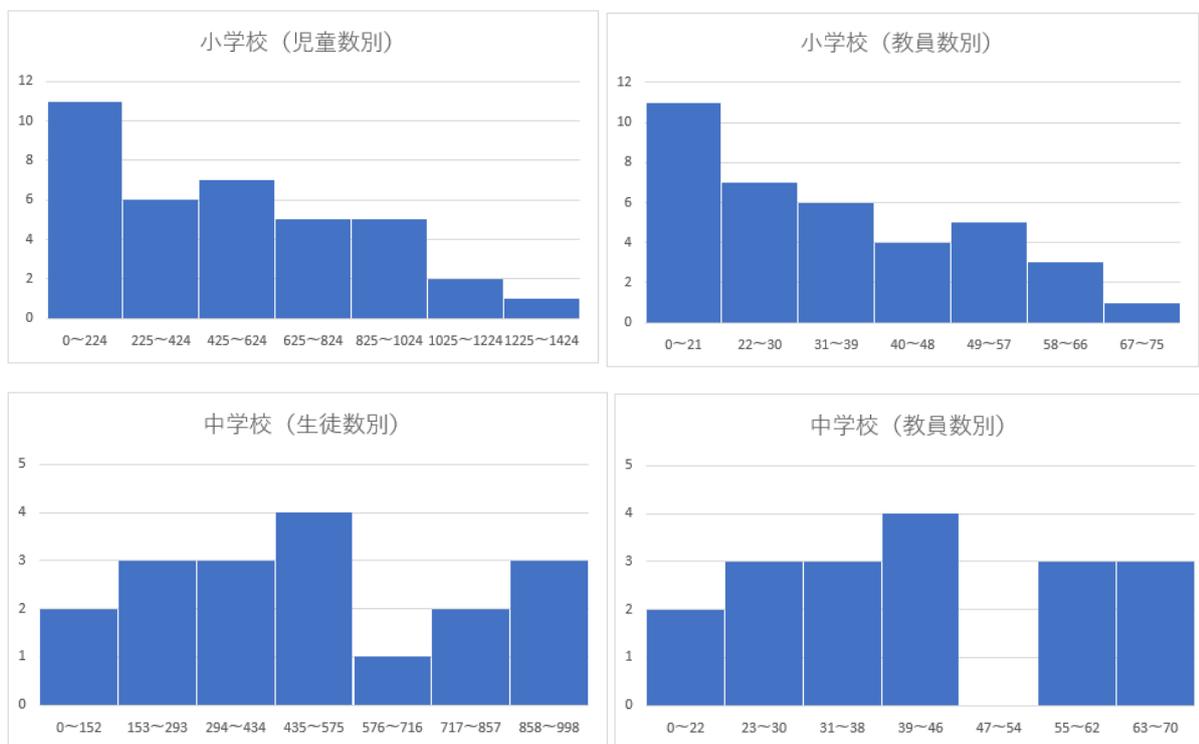
#### ②調査票質問の概要

- I 学校の概要について（生徒数、学級数等）
- II ICT環境について 設備の状況／管理状況／セキュリティについて
- III 国際理解・英語教育について
  - ①英語教育体制について
  - ②授業における工夫について
  - ③新学習指導要領に対応した取組について
  - ④授業における英語の平均使用率について
  - ⑤ALTの稼働率・ALTに対する評価、課題等について
  - ⑥小学校1年生からの英語教育を行うことの成果と課題について
- IV 学力向上について
  - ①学力向上のために特に重要な事項／教育の質を高めるための課題について
  - ②OJTの実施状況とその効果・課題について
  - ③教員の年齢構成に起因する課題・問題点について
- V 働き方改革について
  - ①勤怠管理について
  - ②休職状況について
  - ③ストレスチェックについて
- VI 老朽化・備品管理について
  - ①老朽化の状況について
  - ②耐震工事の状況について
  - ③備品の管理・棚卸方法について
- VII 学校給食について
  - ①学校給食の満足度について
  - ②新東部学校給食共同調理場の満足度について
- VIII 学校徴収金について
  - ①学校徴収金の種類、目的等について
  - ②徴収方法及び現金・通帳の管理運用について
  - ③学校徴収金の滞納管理について
  - ④学校徴収金の運用管理について（支払事務・承認事務・監査の有無等）
  - ⑤学校徴収金が市の取扱い要領に準拠しているかどうかについて

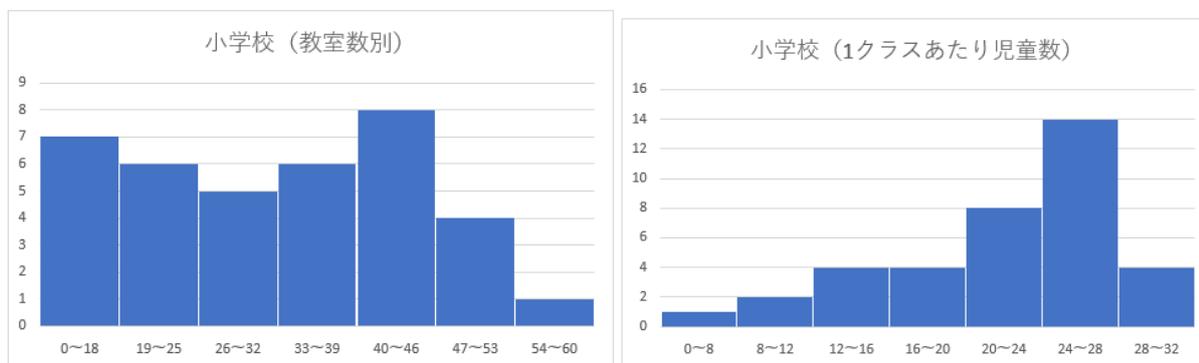
## (2) 調査結果

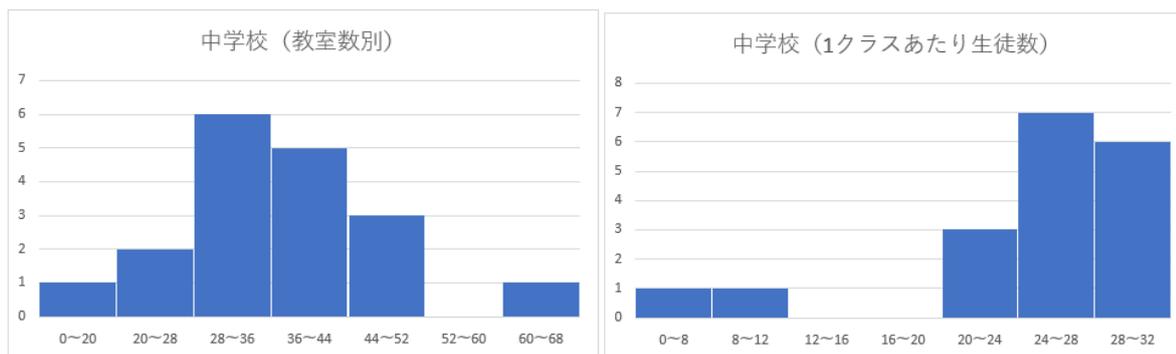
### ①学校の概要について

学校の概要で回答を得た内容について学校当たりの全児童生徒数、教員数、教室数、1クラス当たりの児童生徒数の分布は下記のとおりであった。



上表は縦軸に学校数、横軸に児童生徒数/教員数を表示し、児童生徒数と教員数のバランスを示している。表からは児童生徒数と教員数は一定のバランスがとれていることが確認できた。また、小学校は小規模な学校が多いが、ごく一部では1,000人を超える小学校がある。



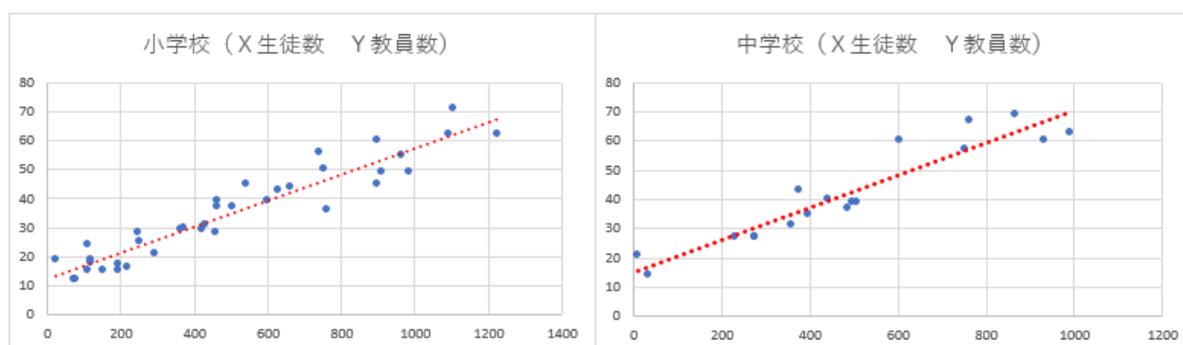


上表は縦軸に学校数、横軸に教室数/1クラスあたり生徒数を示している。表からは児童生徒数と教室数には強い相関は無く、一部児童生徒数と教室数にアンバランスな学校があることが予想される。中学校は複数の小学校から集約されてくるため、1クラス当たりの生徒数はおおむね30人程度でばらつきは少なかった。

各学校の生徒数、教員数、教室数をもとに散布図による相関関係を確認した結果、以下の②から④のとおりであった。

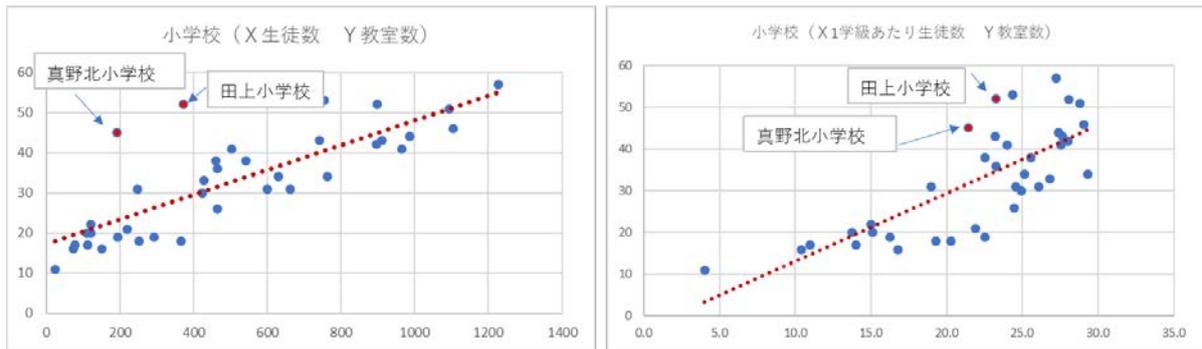
## ②児童生徒数／教員数

小学校、中学校とも異常値は生じておらず、おおむね適正な配置となっていると考えられる。ただし、小規模校では、教員の数が相対的に少ないため、教員に欠員が出た場合等緊急時の柔軟な対応は困難な場合があることが予想される。



## ③【小学校】児童数／教室数と1クラスあたり児童数／教室数

推定ラインより大きく上にある学校が2校検出された。その学校は、真野北小学校、田上小学校であり、下記のとおりであった。



この点、真野北小学校は3教室を「大津市の依頼により選挙管理委員会と観光協会が備品管理倉庫として利用」している旨の回答があり、スペースの有効活用を図っていることが確認できた。

田上小学校については市の南部地域に属しており、この地域は施設規模が大きい学校が多く、既に余剰スペースが発生している学校が多くなっており、今後児童数の減少による学級数の減少により、余剰スペースが大きくなることが懸念されている。

表 余剰校舎面積の将来推計

単位：㎡

|                                | 小学校   |       |       |       |       | 中学校   |       |       | 合計     |
|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                                | 石山    | 南郷    | 大石    | 田上    | 計     | 石山    | 南郷    | 計     |        |
| 第1期<br>～H34(2022)              | 384   | 324   | 0     | 2,143 | 2,851 | 2,502 | 0     | 2,502 | 5,353  |
| 第2期<br>H35(2023)～<br>H44(2032) | 1,263 | 1,645 | 1,575 | 2,585 | 7,068 | 3,576 | 1,082 | 4,658 | 11,726 |
| 第3期<br>H45(2033)～<br>H54(2042) | 1,705 | ↓     | ↓     | ↓     | 7,510 | ↓     | ↓     | ↓     | 12,168 |
| 第3期後<br>H55(2043)～             | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     | ↓      |

(参考)

市内小中学校の平均校舎面積(教室、廊下等含む) 5,796㎡

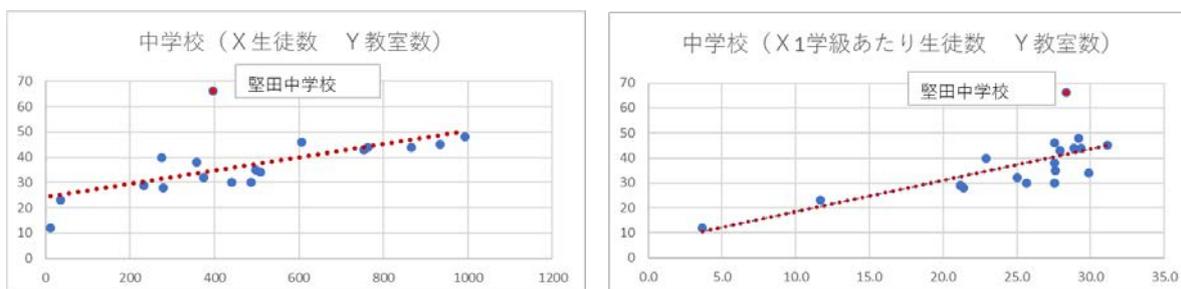
市内小中学校の平均的な普通教室の面積 64㎡

(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

なお、いずれの小学校についても現在遊休している教室については該当がなく、有効に活用している旨のアンケート回答を得ている。

#### ④【中学校】生徒数／教室数と1クラスあたり生徒数／教室数

推定ラインより大きく上にある学校として堅田中学校が検出された。



堅田中学校は昭和42年に旧堅田町と大津市が合併した際に大津市立堅田中学校となり、その後、昭和50年に伊香立中学校、葛川中学校が分離し、昭和63年に真野中学校、平成6年に仰木中学校と分離したこともあり、もともとは大人数に対応できるよう、十分な教室数が確保されていた。ピーク時は700人程度の生徒が在籍していたが、現在は400人程度であり、生徒数に対して教室数は十分にある状態であった。

この点、堅田中学校では生徒一人ひとりに対する対応を重視した教育方針を掲げており、少人数授業の推進や特別支援教室等個々の生徒と向き合うための場所として教室の有効活用を図っていることが確認できた。

その他の中学校については推定ラインとの乖離は見受けられなかった。

#### (3) その他のアンケート結果

ICT環境から学校徴収金の詳細については第3章にて検討しているため、ここでの記載を省略する。

### 3. 児童生徒の学ぶ力

#### (1) 児童生徒の学力の状況

##### ①第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱における学力の位置付け

第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱において、目指すべき教育の姿と人間像を実現していく上で、特に重要な施策を重点アクションとして定めており、その一つ目として「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」を設定しており、市としての特に重要な施策となっている。

第2期大津市教育振興基本計画においては、「将来の夢を広げる学力アップ戦略」としていた文言を「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」に改訂し、学力から学ぶ力へと表現の方法を変更している。

後述の新学習指導要領では、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められている。

そのため、市では、学ぶ意義を明確にし、子ども一人ひとりの学びの状況に応じた個別最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業へと転換を図っている。これら新学習指導要領の変更の趣旨も踏まえ、表現を学力から学ぶ力に変更している。

第3期大津市教育振興基本計画における今後の成果目標（指標）と主な事業は以下のとおりである。

◆成果目標（指標）

| 令和2年度   | 令和3年度              | 令和4年度              | 令和5年度              | 令和6年度              |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 小学校 2/2<br>中学校 2/2  | 小学校 2/2<br>中学校 2/2 | 小学校 2/2<br>中学校 2/2 | 小学校 2/2<br>中学校 2/2 | 小学校 2/2<br>中学校 2/2 |
| <b>全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において<br/>全国平均を上回った各教科区分数</b><br>※教科区分：小学校（国語・算数）<br>：中学校（国語・数学）<br>※令和元年度 小学校1/2 中学校1/2   |                    |                    |                    |                    |
| 全国平均以上  | 全国平均以上             | 全国平均以上             | 全国平均以上             | 全国平均以上             |
| <b>全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査において<br/>国語・算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目*1に肯定的な回答<br/>（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合</b><br>令和元年度 大津市（全国）<br>※国語 小学校 59.6%（64.2%）<br>中学校 57.6%（61.7%）<br>※算数・数学 小学校 63.4%（68.6%）<br>中学校 57.6%（57.9%）<br>※1 質問項目 「国語の勉強は好きですか」「算数の勉強は好きですか」、「数学の勉強は好きですか」 |                    |                    |                    |                    |
| 0%  | 5%                 | 15%                | 20%                | 30%                |
| <b>小学校、中学校の一貫したカリキュラム（教育課程）を作成した中学校区の割合</b><br>※令和元年度 0%<br>※教科・領域等のうち、1以上のカリキュラム   |                    |                    |                    |                    |

（出典：「大津市教育大綱第3期基本計画」より抜粋）

◆主な事業

- ・全国学力・学習状況調査の分析
- ・教員の指導力向上に係る研修、学校訪問
- ・教員の ICT 機器等を活用した指導力向上のための研修、研究
- ・デジタル教科書、タブレット端末等の ICT 機器の整備
- ・学校生活支援員配置事業
- ・幼児期の教育の充実

## ②全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査が毎年実施されており、その結果が文部科学省より公表されている。市についても平成31年度（令和元年度）において、市立学校では、小学校37校、3,055人、中学校18校、2,700人が調査を受けている。

市では公表された実施結果を分析し、今後の学力向上策の策定に役立てるとともに、実施結果の概要について公表を行っている。

全国学力・学習状況調査の概要は以下のとおりである。

### ●調査目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

### ●調査対象

- ・原則として、国・公・私立学校の小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒

### ●調査内容

#### ◇教科に関する調査

- ・身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な問題解決のための構想を立て実践し、評価・改善する力等

#### ◇生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

- ・児童生徒に対する調査  
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関するアンケート調査
- ・学校に対する調査  
指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備状況に関する調査

市の公表している調査結果の概要については、以下のとおりである。

### ◇教科（領域）ごとの結果概要

**【小学校】** 算数は、全ての領域で全国平均を上回りました。国語は、3領域で全国平均を下回りました。

**全国平均正答率より上回った領域**

国語 「書くこと」  
算数 「数と計算」「量と測定」  
「図形」「数量関係」（すべての領域）

**全国平均正答率より下回った領域**

国語 「話すこと・聞くこと」  
「読むこと」「伝統的な言語文化等」  
算数 なし

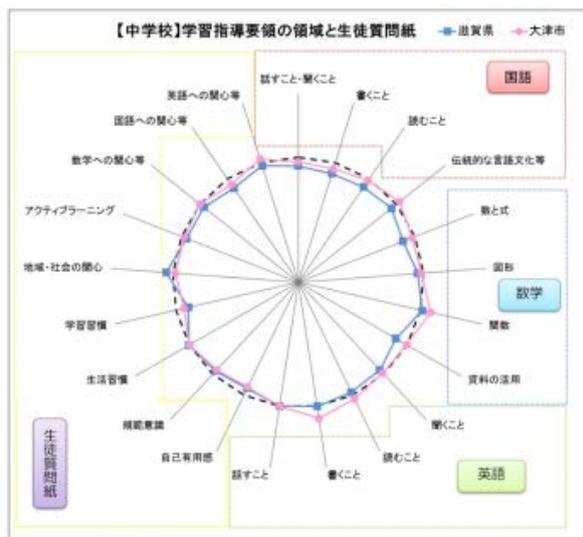
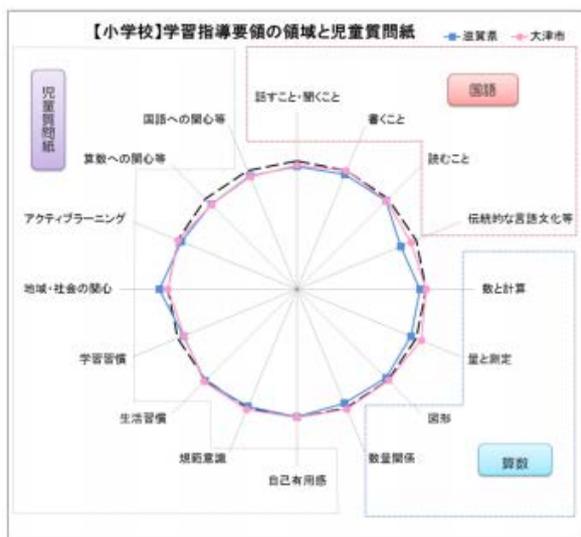
**【中学校】** 数学は、3領域で全国平均を下回りましたが、4領域をトータルすると、全国平均を上回りました。  
国語は、3領域で全国平均を下回りました。英語は、2領域で全国平均を上回りました。

**全国平均正答率より上回った領域**

国語 「伝統的な言語文化等」  
  
数学 「関数」  
英語 「読むこと」「書くこと」

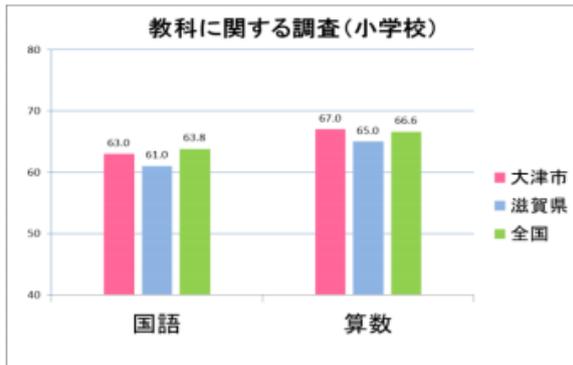
**全国平均正答率より下回った領域**

国語 「話すこと・聞くこと」「書くこと」  
「読むこと」  
数学 「数と式」「図形」「資料の活用」  
英語 「聞くこと」



※上の2つの図中の黒破線は全国平均値を示しています

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)



- ・小学校、中学校ともに、国語、算数・数学、英語の全教科で滋賀県の平均正答率を上回りました。
- ・小学校では算数、中学校では数学、英語において、全国の平均正答率を上回りました。

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

#### ◇児童生徒質問紙の結果概要

##### 【9割以上が肯定的に回答している主な項目】

##### (小学校・中学校共通) 生活習慣・規範意識・自己有用感

- 「朝食を毎日食べているか」「毎日、同じくらいの時刻に起きているか」
- 「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがあるか」「人の役に立つ人間になりたいか」
- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」「学校のきまり(規則)を守っているか」

##### 【全国平均と比較して良い傾向が見られる主な項目】

##### (小学校) 挑戦心・自己有用感

- 「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しているか」「自分には、よいところがあると思うか」

##### (中学校) 数学への関心等・英語への関心等

- 「数学の授業の内容はよく分かるか」「英語の授業の内容はよく分かるか」

##### 【全国平均と比較して課題が見られる主な項目】

##### (小学校・中学校共通) 国語への関心等

- 「国語の勉強は好きか」

##### (小学校) 算数への関心等・学習習慣

- 「算数の勉強は好きか」
- 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか」

##### (中学校) 自己有用感・学習習慣

- 「将来の夢や目標を持っているか」
- 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしているか」

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

### ③大学と連携した学力向上にかかる取組

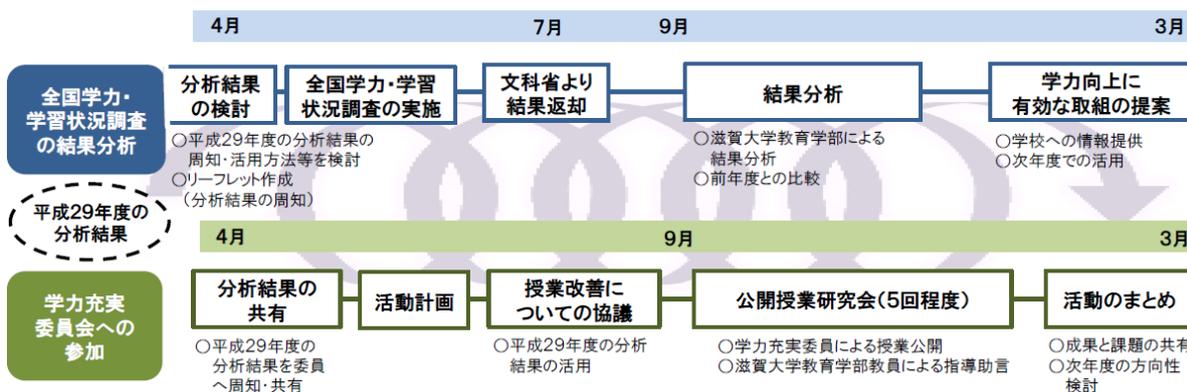
市では滋賀大学教育学部に全国学力・学習状況調査の結果の分析を依頼し、分析結果を受領している。滋賀大学教育学部では、分析結果を踏まえ、授業の改善や家庭への啓発等学力向上に有効な取組を市と共有するとともに、公開授業での指導助言を行うことを通じて学力向上に寄与している。

直近の取組に係る概要は以下のとおりである。

### 平成29年度の取組



### 平成30年度の取組



(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

教育委員会では、取り組むべき課題や目標を「おおつ学力充実プラン」として取りまとめ、学校長が集まる校園長会で資料の説明を行うことや、モデルとなる公開授業研究会の開催を通じて全国学力・学習状況調査の結果の有効活用を図っている。

## ◇おおつ学力充実プラン

おおつ学力充実プラン

# 2

## 「話し合う活動」と「振り返り」のある授業づくり

● ここで大切にすること ● 平成30年度

○付けたいかに迫るための話し合う活動を取り入れましょう。  
○児童生徒自身が自分の学びを振り返る時間をつくりましょう。

### 1 付けたいかに迫るための「話し合う活動」

なぜ「話し合う活動」が有効なのでしょう。

- 授業に主体的に取り組めるようになる。
- 話し合うために、相手の言うことをよく聞く態度が育つ。
- 相手に意図を伝えるために、話の構成を考える力がつく。
- 自分の考えが確かなものになる。
- 話すことや聞くことによって、物事の理解が深まったり広がったりする。

「話し合う活動」のポイント(付けたいかに迫るために)

- 話し合う意義を伝える
  - 自分の考えの足りないところや自分とは異なる考えを知ることができることを伝える。
  - 「話し合っただけでよかった。」と実感する経験を積み重ねることも大切。
- 話し合う際の課題を明確にする
  - 具体的に話し合う必然性のある課題を設定する。
  - ねらいから外れていないか、教師の見取り支援が必要。
- 自分の考えをしっかりと持たせる
  - 話し合う前に、ノートに自分の考えを書かせるなど工夫をする。
  - 「ここまで考えたんだけど…」という途中までの考えも積極的に認める。

※話し合う活動は、付けたいかに迫るための手段であって、それ自身が目的にならないようにすることが大切です。

こんな「話し合う活動」ができます

IoT等のツール活用  
タブレットや電子黒板を活用し、資料を示したり書き込んだりしながら話し合う。

話し合う形態の工夫  
机を寄せる・話しやすい場所へ移動するなど、児童生徒自身がよりよい方法を考えて話し合う。

ペアやグループ、学級全体など、課題や児童生徒の実態に応じて話し合う人数を変えたいね。

友だちの発言を温かく受け止める学級の雰囲気大切だね。

### 2 「何を学んだのか」を実感できる「振り返り」

なぜ「振り返り」が有効なのでしょう。

児童生徒

- 学習したことが確認できる。
- 達成感を持つことで、さらに学習意欲が高まる。

教師

- 児童生徒一人一人の理解や伸びが確認できる。
- 次時以降の授業改善につながる。



「振り返り」のポイント

- どんなことを振り返るのか
  - わかったこと(わからなかったこと)
  - 考えたこと
  - 気づいたこと
  - 疑問に思ったこと
  - 今までの学習とのつながり
  - 日常生活とのつながり
  - もっと調べたいこと
- どのように振り返るのか
  - 口頭で(ペアで聞き合い・グループで交流・全体で交流)
  - 文章で(字数を指定・キーワードを入れるなど条件をつける)
  - 学んだことを生かして解く問題等で

こんな「振り返り」ができます

単元や題材の見直しを持つ  
毎時間のめあてと振り返りを、単元や題材ごとに1枚のシートにまとめ、(ポर्टフォリオ)

条件をつける  
板書やノートからキーワードとなる言葉を児童生徒自身で見つけ出してから振り返りを書く。

友だちと振り返りを交流することで、より学びが深まるよ。

大津市教育委員会

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

## ④学力定着プログラム (光ルくん調査)

市では平成29年度及び平成30年度について、学力向上推進事業として、学習定着プログラム「光ルくん調査」を実施した。

この調査では、小学校の4年生、5年生を対象に、学習調査を行い、児童の学習状況を把握し、その結果の分析に基づいた学校の授業改善を行うことにより、児童が自ら学習に取り組む習慣を定着させることを目的としている。

全国学力・学習状況調査は小学校6年生を対象として調査を行っているが、学習のつまづきは調査対象学年だけではなく、それ以前の学年に起因している場合もある。課題点の早期発見や早期対応を行うことにより、全体の学力向上を期待できるものである。

25

## 学習定着プログラム 事業内容

### 1 光ルくん調査

今までの学習が定着しているかどうかを調査します。

- ・対象学年  
小学校第4, 5学年
- ・調査内容  
国語、算数、質問紙調査
- ・実施時期  
6月、1月の年2回

#### その他

- ・光ルくん調査の採点、結果分析は委託業者から提供。
- ・県教委等が作成する該当学年対象の別の調査やテストを、この光ルくん調査を実施することで代えることが可能。
- ・学習ボランティアの業務は、主に授業での学習支援、補充学習の補助、採点補助、プリントの印刷等学習にかかわること。

### 2 小学校3校をモデル校

モデル校で、以下の支援を行います。

- ・光ルくん調査の採点、結果の分析
- ・分析結果の活用と授業改善
- ・学習支援ボランティアの活用

### 3 学習定着プログラムの流れ

学習が定着するよう、継続的な検証改善サイクルの確立を支援します。

- ・光ルくん調査範囲の提示  
ガッテンプリント等既存のプリント等を活用し学習課題を提供  
↓
- ・光ルくん調査実施  
国語、算数、質問紙調査  
↓
- ・結果分析、ふり返しプリント  
個に応じた指導  
分析結果を活用した授業改善

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

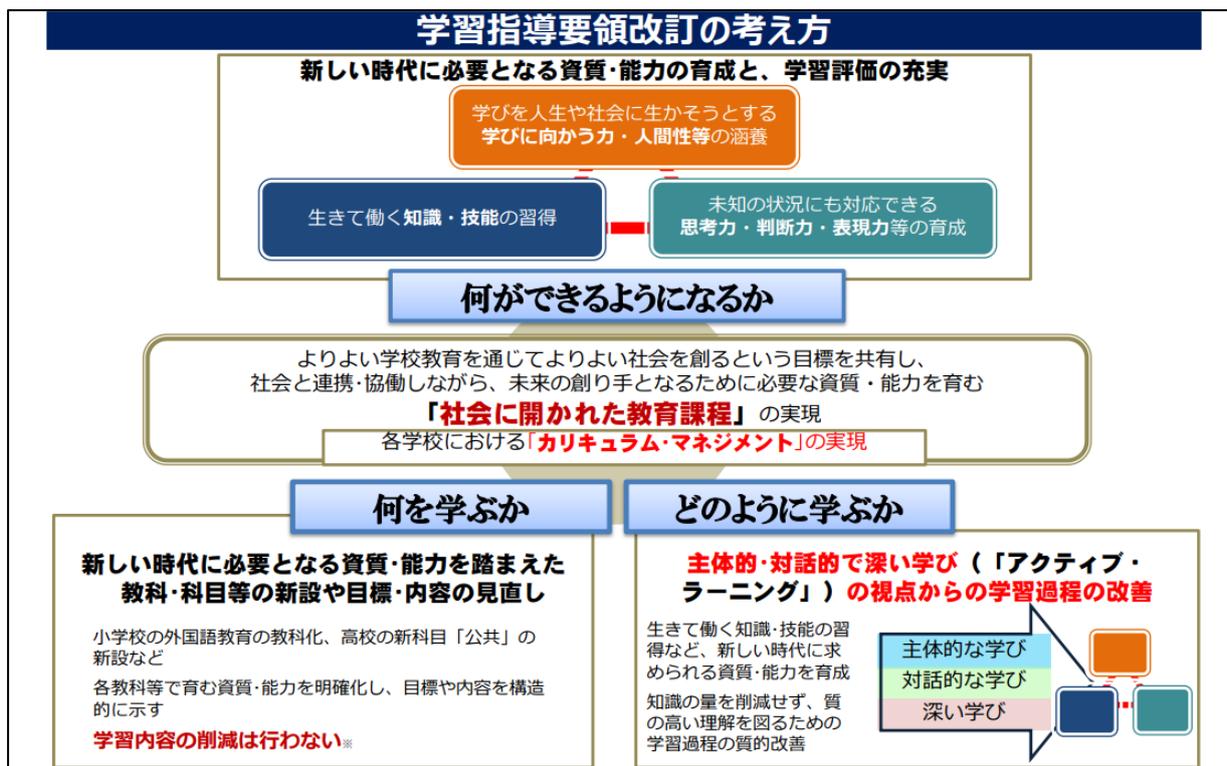
この事業は外部の委託業者の作成した問題を利用し、採点及び結果分析は委託業者から提供される。また、個々の調査結果や採点結果に応じた課題プリント等が提供される仕組みとなっており、教員の負担の軽減効果も期待されていた。

## (2) 新学習指導要領

### ①学習指導要領の改訂

これからの社会は、長寿化に伴う「人生100年時代」や人工知能（AI）、ビッグデータに代表される「Society5.0時代」を迎えようとしている。人生観や職業観も変化することが予測され、子どもたちは、こうした変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性や創造力を働かせ、未来を切り拓いていくことが期待される。これらの多様な社会環境の変化に対応し、学習指導要領の改訂が行われ、平成29・30年改訂学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が令和2年度から小学校で完全実施され、令和3年度から中学校で完全実施となる。

これからの時代に求められる資質・能力として、（ア）「何を理解しているか、何ができるか」（生きて働く「知識・技能」）、（イ）「理解していること、できることをどう使うか」（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」）、（ウ）「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」）が示されており、学校では、その趣旨に基づき、「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」を意識した学習指導が求められている。



（出典：「文部科学省ホームページ」より抜粋）

市では、子どもの学びを質的に高めるために、いわゆる一斉教授型の授業から個別最適化型へ、また、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図ることを計画している。さらに「社会に開かれた学校」として、専門家や地域の人材、資源の活用を図るとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成する「カリキュラム・マネジメント」の取組を進めている。

また、子どもたちの学ぶ力を育むためにも、教員の専門性を高め、新たな課題にも対応できる力量が必要となる。教員が、様々な子どもの状況に応じながら、子どものこれから求められる資質や能力を引き出し培うことができるよう、

学校での日常的な研修（OJT）を始めとして、教育センター等における指導力向上のための研修を充実することを計画している。

### （３）情報活用能力と ICT 教育

#### ①概要

上述のとおり、新たに「情報活用能力」を、「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けた新学習指導要領が、小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から全面適用される。

ここで、「情報活用能力」とは、「コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの（新学習指導要領解説の要約）」とされている。

具体的には、小学校においては、文字入力等基本的な操作を習得し、新たに”プログラミング的思考”を育成し、中学校においては、従来の技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング及び情報セキュリティに関する内容を充実することとされている。

同時に、新学習指導要領では、学校のICT環境整備と、ICTを活用した学習活動の充実を図ることが明記された。

|  |
|--|
| <p><b>小・中・高等学校共通のポイント（総則）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ <b>情報活用能力</b>を、言語能力と同様に「<b>学習の基盤となる資質・能力</b>」と位置付け<br/>総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするを明記。【総則】</li><li>➢ <b>学校のICT環境整備</b>とICTを活用した学習活動の<b>充実</b>に配慮<br/>総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することを明記。【総則】</li></ul> <p><b>小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、<b>新たにプログラミング的思考を育成</b><br/>各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】</li><li>➢ 中学校においては、技術・家庭科（技術分野）において<b>プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実</b><br/>「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】</li></ul> |
|--|

（出典：「教育委員会提供資料」より抜粋）

## (ア) 具体的な ICT を活用した実践例

具体的なICTを活用した実践例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ コンピュータ室で、キーボードを使用したローマ字入力の学習をする。
- ・ デジタル教科書や教材を大型テレビに提示し、資料との共有を図る。
- ・ 児童生徒のノートや作品を、タブレット端末を介して大型テレビに提示し、情報を共有する。
- ・ インターネットを通じて情報を取捨選択し、ソフトウェアを使用したプレゼン資料を個人、または、グループで作成する。
- ・ オンライン動画（NHK等）を視聴し、学習の予習、振り返りを行う。
- ・ オンライン型ドリル教材（本市導入 eライブラリ）で学習する。
- ・ 講師を招き、情報モラル学習を行う。

（出典：「教育委員会提供資料」より抜粋）

## (イ) 教員の資質向上のための研修

教員も、新たなICT教育を指導できるよう、資質の向上が必要である。教員の資質向上のための研修としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 教育の情報化リーダー研修
- ・ ICT活用指導力向上研修（集合研修及び現地研修）
- ・ 校務支援システム操作研修
- ・ 情報教育研究委員会の設置
- ・ （学校長、小学校教員、中学校教員、教育委員会指導主事、大学教授）

（出典：「教育委員会提供資料」より抜粋）

## ②市の ICT 機器整備の状況

平成21年度に国が「スクール・ニューディール」構想を打ち出した以降、市は学校のICT環境の大幅な整備を行っており、一定数のPCやタブレット端末については整備済みとなっている。令和2年4月1日時点における、市内の小中学校1校当たりの主なICT機器の整備状況は以下のとおりである。

なお、標準的な整備台数を掲載しており、学校の規模や状況等によって整備台数や内容、整備時期等は異なっている。

【市の小中学校の標準的な ICT 機器の整備状況】

| 教育用        |                                       | 校務用  |
|------------|---------------------------------------|--|
| ・各教室       | 教員・児童生徒用 PC 1 台<br>大型 TV (50 インチ) 1 台 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員用 PC 各 1 台</li> <li>・統合型校務支援システム<br/>(平成 26 年 1 月導入)</li> </ul> |
| ・パソコン室     | 児童生徒用 PC40 台<br>教員用 PC 1 台            |  |
| ・図書室       | 図書貸し出し管理用 1 台 (バーコードで図書を管理)           |  |
| ・可動式タブレット  | 端末 41 台                               |  |
| ・投影用プロジェクタ | 1 台                                   |  |

また、市内全校全体での ICT 機器の配備状況は以下のとおりである。

(令和 2 年 4 月 1 日時点)

| 機器           | 台数      |
|--------------|---------|
| 児童生徒用タブレット端末 | 2,175 台 |
| PC 室配備端末     | 2,144 台 |
| 教室配備端末       | 1,117 台 |
| 校務用端末        | 1,849 台 |

### ③GIGA スクール構想における今後の端末配備について

GIGA スクール構想とは、令和元年 12 月に文部科学省が打ち出した、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させ、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、児童生徒一人一台端末を整備しようとする構想である。あわせて、学校教育環境において校内通信ネットワークの整備も進めるものである。

GIGA スクール構想は 5 か年を計画期間としていたが、新型コロナウイルス感染症禍の影響を受け、国は令和 2 年度補正予算において「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」として、一人一台端末の全学年の早期実現に向けた予算が計上されたことにより、当初の令和 5 年度整備完了予定が前倒しされた。

## 「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

**GIGAスクール構想** ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、**多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する**  
 ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、**教師・児童生徒の力を最大限に引き出す**

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = **学習活動の一層充実**  
**主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**

|             | 「1人1台端末」ではない環境   | 学びの深化        | 「1人1台端末」の環境   |
|-------------|--|--------------|---|
| <b>一斉学習</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>教師が電子黒板等を用いて説明し子供たちの興味関心意欲を高めることはできる</li> </ul>                       |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる</li> <li>→ 子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に</li> </ul>   |
| <b>個別学習</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>全員が同時に同じ内容を学習する(一人一人の理解度等に応じた学びは困難)</li> </ul>                        |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>各人が同時に別々の内容を学習できる</li> <li>各人の学習履歴が自動的に記録される</li> <li>→ 一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に</li> </ul>                     |
| <b>協働学習</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい(積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に)</li> </ul> | <b>学びの転換</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる</li> <li>各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる</li> <li>→ 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる</li> </ul> |

### 「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑ **調べ学習** 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ **表現・制作** 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ **遠隔教育** 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ **情報モラル教育** 実際に真偽様々な情報を活用する各場面(収集・発信など)における学習

(出典:「教育委員会提供資料」より抜粋)

文部科学省のGIGAスクール構想事業の概要は、以下のとおりである。

- ・ 児童生徒一人一台端末を整備(45千円/台を上限に全額補助)する。
- ・ 当該事業の補助対象は全児童生徒数の2/3である。
- ・ 残りの1/3は「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(平成30年度～令和4年度)」に基づく地方財政措置を活用して整備する。

(出典:「教育委員会提供資料」より抜粋)

すなわち、全国の児童の2/3については、45千円/台を上限に国が全額補助するが、残る1/3の児童及び45千円を超える額については、自治体が負担することとなる。

市では、滋賀県主催の滋賀県学習者用コンピュータ共同調達事業に参加し、年度内に小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒に導入する予定である。

また、市のICT環境整備事業の予算額は、令和2年度6月補正後予算で、小学校219,060千円、中学校106,838千円となっている。

## ④プログラミング教育の取組

新学習指導要領(小学校:令和2年度全面実施 中学校:令和3年度全面実施)では、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成する旨を明記するとともに、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実することとしている。

新学習指導要領の総則において、小学校については、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせ

るために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することが明記されるとともに、算数及び理科並びに総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面が例示されている。

|   |                 |
|---|-----------------|
| 小学校プログラミング教育のねらい  | 「プログラミング的思考」を育む |
| <p>自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力</p> <p>(※プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられるが、それ自体をねらいとしているのではない)</p> |                 |

(出典：「教育委員会提供資料」より抜粋)

市における小学校での具体的な実践例としては、小学校6年生の理科の時間の「電気」において、プログラミングを活用して電気を無駄なく使うためにできる工夫を考えさせる授業を組んでいる。

また、そのための学習教材を各校に導入しており、タブレットでプログラミングを実施し、実際に動かす、プログラムが間違っていたら再度タブレットでプログラミングをする、考えたプログラムをグループごとに発表、交流する(ワークショップ)等の授業を取り入れている。

さらに、中学校については、技術・家庭科(技術分野)の時間において、プログラミングに関する内容を充実(「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ)することが示されている。

## ⑤学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が、令和元年(2019年)6月28日に公布、施行された。

この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校教育の情報化の推進に関し、児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、その基本理念を定めること、また、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定を求め、児童生徒の教育に資することを目的としている。

#### (4) 国際理解教育・外国語教育

##### ①大津市における国際理解・英語教育の取組

##### (ア) 大津市における国際理解・英語教育のあゆみ

平成28年に改訂された新学習指導要領では、従来小学校5年生から開始されていた外国語活動が3年生からとなり、5年生から外国語科の授業が求められている。新学習指導要領は、令和2年度から施行されている。

一方、市では、平成26年度から1年生からの外国語教育を開始しており、平成26年度・27年度のパイロット試行を経て平成28年度から全市立小学校において、1年生からの外国語教育を実施している。

過去の小学校における英語学習の実施状況は以下のとおりである。

(単位：年間コマ数)

|       | 平成26年度 *1 | 平成27年度 *2 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1-2年生 | 研究実践      | 8         | 24     | 24     | 24     | 24    | 24    |
| 3-4年生 | 〃         | 8         | 24     | 24     | 24     | 35    | 35    |
| 5-6年生 | 〃         | 23        | 51     | 51     | 51     | 70    | 70    |

網掛け線部分は大津市独自の取組部分。

\*1 平成26年度は3校のみを対象として実施。研究実践として、3事業者が各々1校を担当して英語学習をサポートしている。

\*2 平成27年度は5校のみを対象として実施。授業は2-3学期で実施。

(出典：「教育委員会提出資料」より包括外部監査人作成)

1コマ当たり45分の授業と、短時間学習（15分程度の短時間の学習を朝の会等）に実施）を取り交ぜて、各学校によってやり方を工夫しながら年間コマ数相当の英語学習を実施している。

##### (イ) 大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱

令和元年度までを対象とする、「第2期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」において外国語活動・英語学習は、重点戦略として取り上げられており、世界に通用するグローバル戦略として、全市的に取り組むこととされていた。

## 第2期大津市教育振興基本計画の振り返り

### 〔重点戦略2〕世界に通用するグローバル戦略

グローバル化を目指して、全市立小学校で1年生から外国語教育を行い、次期新学習指導要領全面実施に向けて、全市的に取り組んでいます。また、英語科教員の英語力向上のため、資格試験受験者に対して、成績基準を満たした場合、助成金を交付し、教員の能力向上に向けた取り組みを支援しています。

これらの結果、英語外部検定試験（GTEC）\*の平均正答率が全国平均を上回り、リスニング・スピーキングテストの平均点が目標値の90点を達成しています。

一方で、教員の英語力向上では、助成金交付の成績基準を満たす教員の目標値に到達していません。

このことから、学校教員の英語力・指導力の向上施策を継続するとともに、外国語活動における小学校・中学校間の連携づくりを行い、小学校での英語の教科化に備えた取り組みを進めていく必要があります。

（出典：「第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」より抜粋）

令和2年度から開始する第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱においても、外国語活動・英語学習は重視されており、使える英語としての英語能力の向上が謳われている。

## 第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱 国際理解教育・外国語教育関連

### アクション1 将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ

#### 方針4

英語教育のこれまでの取り組みの成果を生かしつつ、小学校低学年からの「外国語活動」を実施し、子どもの英語力の向上を図ります。外国語指導助手（ALT）の効果的な活用等により英語に触れる機会を充実させ、特に、「使える英語」として英語の「話す」及び「聞く」力の向上を図ります。

（出典：「第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」より抜粋）

## 第5章 施策体系

### ①主体的に学び続ける力を育む教育の推進

#### 基本施策 施策展開の方向性

（2）英語教育等の充実に努めます。

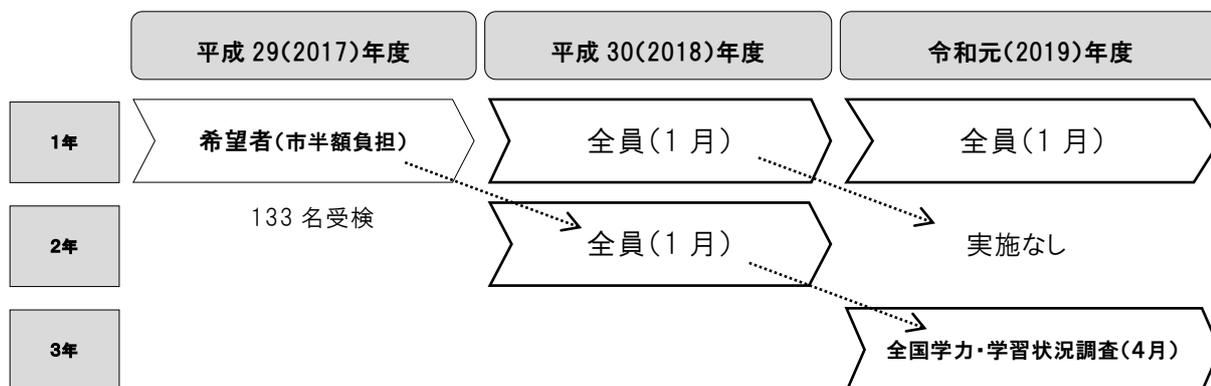
- ・小学校では、積極的に外国語指導助手（ALT）を活用します。1年生から「外国語活動」を開始し、高学年では基本的な表現によって「聞く」、「話す」に加え、積極的に「読む」、「書く」の態度の育成を図ります。
- ・中学校では、「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の4技能を総合的に育成しながら、外国語指導助手（ALT）を積極的に活用し、英語を聞いたり話したりすることができる授業を推進します。そのために、教員は学習の内容や状況に応じて英語による授業を積極的に進め、英語にふれる機会を充実させます。
- ・日本の伝統文化や大津の歴史、文化を学ぶ機会を大切にするとともに、外国の文化や生活、歴史を学び、多文化共生への理解を深めます。

（出典：「第3期大津市教育振興基本計画/大津市教育大綱」より抜粋）

## ②英語力の現状

市が過去に実施している、中学生を対象とした英語テスト（GTEC）の実施状況は下記のとおりである。

### GTEC の実施状況



平成29年度から受検を開始しており、平成30年度については、中学1年生、2年生の全員、令和元年度については、中学1年生の全員を対象に実施している。

なお、令和2年度については実施していない。

### (ア) 平成30年度のGTECの結果

1年生（Junior Plus）スコア

|        | 4技能   | 読む    | 聞く    | 書く    | 話す    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大津市得点率 | 71.6% | 72.9% | 69.9% | 75.3% | 68.6% |
| 全国得点率  | 73.0% | 74.3% | 71.9% | 76.2% | 69.6% |
| 大津市-全国 | -1.4  | -1.4  | -2.0  | -0.9  | -1.0  |

○4技能の合計は、全国受検者を1.4ポイント下回っている。  
 ○4技能全ての平均正答率が、全国受検者を下回っている。  
 ○特に「聞く」領域において課題が見られる。

## 2年生 (Core) スコア

|                  | 4技能   | 読む    | 聞く    | 書く    | 話す    |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大津市得点率           | 55.0% | 48.4% | 58.2% | 62.8% | 52.5% |
| 全国得点率<br>(中2・中3) | 51.8% | 44.6% | 55.8% | 60.1% | 48.8% |
| 大津市-全国           | +3.2  | +3.8  | +2.4  | +2.7  | +3.7  |

○4技能の合計は、全国受検者を3.2ポイント上回っている。  
 ○4技能全ての平均正答率が、全国受検者を上回っている。  
 ※中学2年生の3人に1人は、中学3年の目標ライン (CEFR A1相当) に達している。

## (イ) 令和元年度の GTEC の結果

### 1年生 (Junior Plus) スコア

|        | 4技能   | 読む    | 聞く    | 書く    | 話す    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大津市得点率 | 72.9% | 74.9% | 77.6% | 73.4% | 67.1% |
| 全国得点率  | 70.2% | 69.0% | 68.9% | 72.3% | 70.4% |
| 大津市-全国 | 2.7   | 5.9   | 8.7   | 1.1   | -3.3  |

○全国を上回る結果となっている。  
 ○全国と比較し、4技能の中で「読む」「聞く」が良好である。  
 ▲「書く」「話す」に課題。「話す」は全国を下回る。  
 ○上位層 (G5:英語に広がりをもって使えるようになるレベル) が、昨年度に比べて増加している。  
 ▲下位層 (G1:英語の基本的な決まり文句をいくつか理解できるレベル) の生徒も、一定数存在している。

各テストについて、対象とする生徒が異なっており、全体的な評価は難しいが、平成30年度の中学2年生、令和元年度の中学1年生は全国平均を上回る結果となっている。

特に令和元年度の中学1年生には、小学校2年生から英語学習を開始した生徒も含まれており、小学校低学年から継続的に英語に触れた成果が表れている可能性がある。ただし、「話す」に関しては全国平均を下回っており、小学校における英語学習内容について更なる検証が必要といえる。

### (ウ) 全国学力・学習状況調査の結果について

文部科学省が実施する、中学3年生を対象とした令和元年度における全国学力・学習状況調査の英語の結果は以下のとおりである。

市は平均点が58点となっており、都道府県別の順位で4番目のスコアに相当する。なお、滋賀県全体は全国で21番目となっており、県内でも市の水準が相当高いことが分かる。

都道府県別の学力・学習状況調査結果と大津市の状況

|          | 順位 | 都道府県 | スコア |
|----------|----|------|-----|
|          | 1  | 東京都  | 59  |
|          | 1  | 神奈川県 | 59  |
|          | 1  | 福井県  | 59  |
| 大津市 58 点 | 4  | 石川県  | 58  |
|          | 4  | 静岡県  | 58  |
|          | 4  | 兵庫県  | 58  |
|          |    | (略)  |     |
|          | 21 | 滋賀県  | 55  |
|          |    | (略)  |     |
|          | 47 | 沖縄県  | 50  |

(出典：「国立教育政策研究所の公表データを基に包括外部監査人作成」)

## 4. 教員の指導する力と働き方改革

### (1) 教員の研修制度

新学習指導要領において求められる子どもの資質・能力を高めるため、指導経験の浅い若手教員のみならず、ベテラン教員もこれまでの指導方法からの転換を図り、授業構成力や指導力、子どもに対する理解力等の教員の総合的な力量を高めることが求められている。

そこで、市では、教育センターを中心に教育の質を確保するために様々な研修を用意している。

#### ①研修の種類

- ・ステージ研修：初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等、法で義務付けられた研修に加え、若手教員を対象とした年次ごとに行われる研修

| ①ステージ研修        |               |                 |
|----------------|---------------|-----------------|
| 幼稚園新規採用教員研修    | 教職2年次研修(幼)    | 教職3年次研修(幼)      |
| 初任者研修(小)       | 教職2年次研修(小)    | 教職3年次研修(小)      |
| 初任者研修(中)       | 教職2年次研修(中)    | 教職3年次研修(中)      |
| 新規採用事務職員研修(小中) | 事務職員2年次研修(小中) | 事務職員3年次研修(小中)   |
| 教職4・5年次研修(小中)  | 教職6年次研修(小中)   | 中堅教諭等資質向上研修(小中) |

(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

- ・マネジメント研修：管理職等を対象とした学校運営等にかかる研修

| ②マネジメント研修    |
|--------------|
| マネジメント研修(小中) |

(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

- ・職務研修：大津市全体の教職員を対象とした、専門性を高めるために参加を義務付けて実施する研修

| ③職務研修          |             |                  |
|----------------|-------------|------------------|
| ミドルリーダー研修      | 特別支援学級新担任研修 | 特別支援教育全体研修会（幼小中） |
| 教師の心と技を磨く全体研修会 |             |                  |

（出典：「大津市ホームページ」より抜粋）

- ・スキルアップ研修：教育課題に応じた研修を企画し、希望に応じて参加する研修

| ④スキルアップ研修（希望研修）  |             |               |
|------------------|-------------|---------------|
| 教師の心と技を磨く研修（幼小中） | 特別支援教育研修    | 臨時的任用教員研修（小中） |
| 若手教育の生徒指導力向上研修   | OJTメンター研修   | 教育の情報化リーダー研修  |
| ICT活用指導力研修Ⅰ      | ICT活用指導力研修Ⅱ | ICT活用学校訪問研修   |

（出典：「大津市ホームページ」より抜粋）

なお、上記の他に指導主事や若手教員育成指導員が校長の要請に基づき実施する訪問研修も整備されている。

## ②各研修の年間回数

| ステージ研修      | 年間日数 |
|-------------|------|
| 初任者研修       | 18日  |
| 教職2・3年次研修   | 5日   |
| 教職4・5年次研修   | 2日   |
| 教職6年次研修     | 4日   |
| 中堅教諭等資質向上研修 | 8日   |
| 事務職新規採用研修   | 7日   |
| 事務職2年次研修    | 4日   |
| 事務職3年次研修    | 5日   |

| マネジメント研修             | 年間日数 |
|----------------------|------|
| 新任・2年次教頭研修(マネジメント研修) | 2日   |

| 職務研修          | 年間日数 |
|---------------|------|
| ミドルリーダー研修     | 4日   |
| 特別支援学級新担任研修   | 4日   |
| 教師の心と技を磨く全体研修 | 1日   |
| 特別支援教育研修全体研修  | 1日   |

| スキルアップ研修            | 年間回数 |
|---------------------|------|
| 教師の心と技を磨く研修         | 4回   |
| 特別支援教育研修            | 3回   |
| 臨時的任用教員研修           | 3回   |
| 若手教員の生徒指導力向上研修      | 1回   |
| OJT メンター研修          | 1回   |
| 教育の情報化リーダー研修        | 2回   |
| I C T活用指導力研修 I ・ II | 2回   |

### 訪問研修

若手教員育成訪問（幼小中）や ICT 活用学校訪問研修が必要に応じて適宜実施されている。

### ③ 研修内容

下記項目の教育課題全般を取り扱っており、年次に応じた研修内容が設定されている。

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程及び教科指導</li> <li>・ 消費者教育</li> <li>・ 授業づくり</li> <li>・ 特別な支援を要する子どもへの対応（障害の種別、具体的な対応方法）</li> <li>・ 教育相談的対応を要する教育課題（カウンセリングマインド、アンガーマネジメント等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メンタルヘルス</li> <li>・ 環境教育</li> <li>・ 教育手法（AL 等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画</li> <li>・ 保幼小中連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権</li> <li>・ ICT 活用</li> </ul> |
|--|---|--|--|

また、市の状況を鑑み、下記特段の教育課題については追加的な研修も用意している。

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題への対応力、指導力、未然防止にかかる教育実践</li> <li>・ 教育公務員としての資質向上（不祥事防止）の為の服務研修</li> <li>・ 大津市の文化や地域の特徴を生かした教育実践</li> </ul> |
|---|

## (2) 働き方改革

### ①概要

#### (ア) 働き方改革について

働き方改革が叫ばれている中、社会全体として長時間労働の改善が求められている。

特に、学校教育の現場では、学習指導だけでなく、生徒指導や部活動もあり、さらには、保護者対応や地域との連携といった様々な業務が求められている結果、教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。

それに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、オンライン授業や教室等の消毒、テレワークの実施とこれまでにない負荷がかかっている。

このため、教職員の勤務時間の適正化等、教職員の働きやすい職場環境づくりが必要となっている。

ところで、文部科学省は、平成29年12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめて取組を進めていたが、さらに、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が報告されている。

同答申の中では、

- ・学校における働き方改革の目的
  - ・学校における働き方改革の実現に向けた方向性
- について説明した上で、
- ・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
  - ・学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
  - ・学校の組織運営体制の在り方
  - ・教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
  - ・学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
  - ・学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等
- の方針が示されている。